

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第73号	
事故等種類	衝突（岸壁）	
発生日時	平成23年2月7日 06時35分ごろ	
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区の旧左門殿川大高洲町公共岸壁 兵庫県尼崎市所在の尼崎西防波堤灯台から真方位048° 1.9海里付近 （概位 北緯34° 42.3′ 東経135° 24.4′）	
事故等調査の経過	平成23年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 砂利運搬船 第六十八<sup>しんこう</sup>伸光丸、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 140135、伸光産業株式会社及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</p>	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	本船 球状船首部に凹損 岸壁 なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、建設混合廃棄物（汚泥等）約1,505.66tを積載し、船首約4.15m、船尾約4.80mの喫水で阪神港尼崎西宮芦屋第1区の旧左門殿川大高洲町公共岸壁に着岸作業中、平成23年2月7日06時35分ごろ、船首部が岸壁に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	本事故発生場所の川幅は、約90mであり、本船の全長は、約71mであった。 船長は、本事故発生場所から約100m上流に広い水域があったが、川幅の狭い所で回頭しようとした。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の旧左門殿川大高洲町公共岸壁に着岸する際、船長が川幅の狭い水域で回頭しようとしたことから、船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、阪神港尼崎西宮芦屋第1区の旧左門殿川大高洲町公共岸壁に着岸する際、船長が川幅の狭い水域で回頭しようとしたため、船首部が岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられる。	